

第40回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年10月23日(金) 午後1時25分から午後3時00分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田藤仁志	出席		
6	田口繁克	出席	○	
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席	○	
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮本裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
農地法施行規則第29条第1号の確認について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項及び農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 姫路市農地利用最適化推進の指針の改正について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 県許可案件の許可状況について
報告第6号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について
報告第7号 令和2年度農地パトロールの結果について

(令和2年10月23日 午後1時 分)

議 長 それでは只今から、第40回総会を開催致します。

【 議 長 換 拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、飯塚委員より欠席のご連絡をいただいております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を田原委員と田口委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（P1）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、農地確認申請が1件、非農地確認申請が6件提出されております。

農地確認です。

余部区下余部の田168㎡につきまして、東京都西東京市の
より、「
引き続き農地として活用している」との申請です。
現況は「畑」となっております。

続きまして、非農地確認です。

5番が都市計画区域外である外は、いずれも調整区域の案件となっております。

1番です。

広畑区蒲田の畑3筆計1,155㎡につきまして、広畑区蒲田の
より、「平成7年以前より、福祉作業所敷地として利用している」
との申請です。

2番です。

相野の田404㎡につきまして、相野の
より、「平成6年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

3番です。

林田町下伊勢の畑2筆計670㎡につきまして、神戸市の
より、「平成10年以前より、露天資材置場及び露天駐車場として利用し
ている」との申請です。

4番です。

林田町下伊勢の田216㎡につきまして、林田町下伊勢の
より、「平成10年以前より、露天資材置場として利用している」との申
請です。

5番です。

夢前町古知之庄の田2筆計922㎡につきまして、夢前町古知之庄の
より、「平成10年以前より、
については雑種地、
については山林となっている」との申請です。

6番です。

飾東町佐良和の田3筆計316㎡につきまして、
より「平
成11年以前より、ため池として利用している」との申請です。

以上、農地確認1件、非農地確認6件につきまして、いずれの案件も、
現況は申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」と
の意見をいただいております。各地区農政協議会におきましても、特に問題点
は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

なければ、議案第1号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認致します。

事務局

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第2号（P2～P8）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部削除をお願いいたします。議案の4番5番の案件でございますが、4番の譲渡人の[]が令和2年10月12日に亡くなられたため、申請者より一旦、取下願の意向が示されたので、削除をお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、13件の申請が提出されております。

1番から3番が現在耕作面積0㎡の方の案件、6番以降が、既に下限面積を超えている方の案件となっております。

3番と12番が都市計画区域外の案件、6番から8番が市街化区域の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」には該当しておりません。

15番が農地所有適格法人である外は、譲受人・借人は、いずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、1番2番が約8.7km、3番が約14.9km、7番8番が約7km、10番が約3.8km、12番が約800m、13番が約1.8km、15番が事業所の[]から約50mである外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

八代宮前町の[]が、相野の田4筆計1,936㎡については、神戸市の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、相野の畑1,190㎡については、土山四丁目の[]より「使用貸借権で借り受けたい」との貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,126㎡になる予定です。

作付作物は、「果樹」「筍」となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

3番です。

夢前町寺の田2筆計3,038㎡につきまして、広畑区才の[]が、本町の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,038㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

6番です。

伊伝居の田1, 133㎡につきまして、伊伝居の[]が、伊伝居の[]より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、12,543㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

7番8番です。

岩端町の[]が、飾磨区阿成渡場の田6,18㎡につきましては、飾磨区下野田三丁目の[]より、持分6分の1の持分移転の申請が、

飾磨区阿成渡場の543㎡につきましては、飾磨区下野田三丁目の[]より、同じく持分6分の1の持分移転の申請と、飾磨区阿成中垣内の[]より、持分36分の2の持分移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、1,888㎡になる予定です。

作付作物は、「露地野菜」となっております。

9番です。

実法寺の田1, 041㎡につきまして、実法寺の[]が、高松市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

作付作物は、「野菜」となっております。

10番です。

相野の田2筆計882㎡につきまして、林田町下伊勢の[]が、石倉の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は42,269㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

11番です。

林田町林谷の田2, 100㎡につきまして、林田町林谷の[]が、林田町林谷の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は6,494㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

12番です。

安富町安志の田1, 870㎡につきまして、安富町長野の[]が、安富町安志の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は8,307㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

13番です。

別所町佐土新の田5筆1, 692㎡につきまして、御国野町園分寺の[]が、別所町佐土新の[]より「購入したい」との所有権移

転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、50,902㎡になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

14番です。

飾東町庄の田624㎡につきまして、飾東町庄の[]が、飾東町庄の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、3,951㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

15番です。

香寺町犬飼の田1,038㎡につきまして、農地所有適格法人である[]が大阪府茨木市の[]より、「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は2,184,214㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

以上、北西部地区農政協議会におきまして、1番から3番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請13件22筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

三木委員

7番8番の案件ですが、現地を確認した際に、隣接する農地の方から話を聞きましたが、まめに草刈りもされておられるとのことで、問題はないと思います。

議長

それでは、その他の案件について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

各委員

...

議長

他にご意見、ご質問はないようですので、議案第2号について、1番から3番が事情聴取、その他は承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は承認と致します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P9~P10)を説明する。

〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は4件提出されており、1番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件

です。

「申請地の農地区分」は、いずれの案件も住宅等が連たんする区域に近接且つ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、いずれの案件も「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」については、3番を除いて、いずれも該当がなく、「一体として事業に供する土地の利用見込み」については、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」にはいずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町護持の畑507㎡につきまして、夢前町護持の[]が「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は「畑」となっておりますが、一部に小屋が建っており、そのことについて始末書が添付されております。

「事業内容」につきましては、パネル96枚、パワコン7台、出力[]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、経済産業省の認定が手続中となっております。

2番です。

別所町北宿の畑3筆計902㎡につきまして、花田町上原田の[]が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

「事業内容」につきましては、パネル189枚、パワコン8台、出力[]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、河川法に関する手続きが申請中となっております。

3番です。

御国野町深志野の田829㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、根抵当権者である[]の同意書が添付されております。

「事業内容」につきましては、パネル324枚、パワコン9台、出力[]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

4番です。

御国野町深志野の田1, 543㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

「事業内容」につきましては、パネル324枚、パソコン4台、出力の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観法の届出が申請中となっております。

以上、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

この度は、2件提出されております。

1番です。

都市計画区域外の夢前町前之庄の田790㎡の内52.57㎡につきまして、夢前町前之庄のが「農業用倉庫を建てたい」との確認の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、床面積21㎡の農業用倉庫とその敷地として利用する計画となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

2番です。

調整区域の別所町佐土新の田112㎡につきまして、御国野町国分寺のが「農作業場として利用したい」との確認の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、農業機械の洗車場及び一時保管場所として使用するための露天農作業場として利用する計画となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

農地法第4条の規定による許可申請4件6筆及び農地法施行規則第29条第1号の確認2件2筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

青田委員

「他の許可等を受ける必要」について、何点か説明があったと思いますが、詳しく説明をお願いします。

事務局

1番の「経済産業省認定手続中」についてですが、太陽光発電事業を行うときには、経済産業省の認定が必要となりますが、1番については、申請中であるとのことでした。

2番の「河川法56条申請中」についてですが、市川や夢前川、今回の天

川等の県河川については、川から30メートルくらいまでの距離にある申請地については、河川法55条に基づく申請を県土木に行わなければならない場合がありますが、2番については、申請中であるとのこと。

3番の「景観法16条申請中」についてですが、1,000㎡を超える太陽光発電事業を行う場合は、まちづくり指導課に「景観計画区域内の行為の届出」が必要となりますが、3番については、申請中であるとのこと。

議長 それでは、その他の案件について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

各委員 ……。

議長 他にご意見、ご質問はないようですので、議案第3号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については承認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号（P11）を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は3件提出されており、いずれも調整区域の案件となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」には、いずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

西脇の畑81㎡につきまして、西脇の■■■■が、西脇の■■■■より、「購入して、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、既に露天駐車場となっており、そのことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接且つ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、3台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

2番です。

林田町口佐見の田2筆計1,740㎡のうち0.87㎡につきまして、

林田町林谷の[]が、林田町林谷の[]より、「使用貸借権で借り受けて、営農型太陽光発電設備の設置を継続したい」との転用の申請です。

申請地の農地区分は、姫路市が定める姫路農業振興地域整備計画上、「農用地区域内農地」と指定されている農地です。

「農用地区域内農地」は、原則転用許可はできませんが、農地法施行令第4条第1項第1号により、仮設工作物の設置など3年以内の一時的なものであり、また「農業振興地域整備計画上支障がない」と認められる案件については、例外的に認められております。農業振興地域整備計画上の支障については、市農政総務課から支障がないとの回答を得ております。

当該「営農型太陽光発電設備」は、平成29年に最初の県知事許可を受け、太陽光発電設備の設置を行い、3年間の一時転用の期間が満了したことに伴う期間延長の申請となっております。よって、現況は既に「営農型太陽光発電設備」が設置されております。

「営農型太陽光発電設備」につきましては、農林水産省の通知により基準が定められており、

- ・下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを利用の目的とすること
- ・簡易な構造で容易に撤去できる支柱であり、申請に係る面積が必要最低限で適正と認められること
- ・下部の農地における営農の適切な継続が確実で、農作物の生育に適した日照量が保たれ、営農するための空間が確保されている設計であること
- ・周辺農地の効率的な利用、水利に支障を及ぼすおそれがないこと

等を確認することとなっております。この太陽光発電設備につきましては「下部農地における営農への影響の見込み書」及び「知見を有する者の意見書」が提出されておまして、これらによりますと、今申し上げました基準は満たしていると考えられます。

また、

- ・営農が行われない場合
- ・単収が地域の平均的単収と比較しておおむね2割以上減少している場合
- ・農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合
- ・農業機械等を効率的に利用することが困難と認められる場合

につきましては、営農の適切な継続が確保されていないと判断され、県による改善措置が講じられることとなります。

農業委員会としましては、継続的に農作物の生育状況を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、指導助言を行うとともに、県に報告する必要があります。

「事業内容」につきましては、パネル248枚、パワコン5台、出力[]の太陽光発電設備設置を延長する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、設置済みのため不要、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

「一時転用の場合の農地復元」につきましては、事業終了後は直ちに設備を撤去し、農地に復元するとの申請となっております。撤去費用を賄えるだけの残高証明も添付されております。

3番です。

別所町佐士の畑536㎡につきまして、飾磨区中野田四丁目の■■■■が、高砂市の■■■■より「購入して、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、譲受人に所有地はなく、他に専業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、譲受人の建設会社が建設用資材を置くための露天資材置場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、河川法に関する手続きが許可済となっております。

以上、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第5条の規定による許可申請3件4筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

小林委員

2番の案件ですが、本人は、営農型太陽光発電設備の下部の農地で一生懸命農業をしております。

議 長

それでは、その他の案件について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

各 委 員

・・・。

議 長

他にご意見、ご質問はないようですので、議案第4号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項及び農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号(P12)を説明する。

【農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項及び農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について】

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画についての意見を農業委員会に求められているものでございます。

委員の皆さまには、農地法3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご審議をお願いいたします。

この度の農用地利用集積計画は、新規の設定が「1件、6筆、10,063㎡」の計画となっております。

農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画について、11月1日に権利を設定する計画となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画についての意見につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので承認致します。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第6号（P13～P21）を説明する。
〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

この度の農用地利用集積計画は、新規が「63件、136筆、126,300㎡」、再設定が「53件、77筆、100,969㎡」、合計「116件、213筆、227,269㎡」の計画となっております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。16頁の45番と46番が[]関係の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

議案第6号参考資料をご覧ください。
新規が「62件、135筆、125,845㎡」、
再設定が「52件、75筆、98,048㎡」、
合計「114件、210筆、223,893㎡」の計画となっております。

この農用地利用集積計画を、農業委員会の決定を経て、市が公告することにより、利用権が設定されることとなります。

今回は、令和2年11月15日設定分となっております。

16ページ50番51番の[]については、福崎町に確認したところ、福崎町で[]に認定農業者に認定されており、福崎町での耕作面積は77,279㎡で、主に「米」「麦」「大豆」を作られておりますが、姫路市では耕作実績が無いため、姫路市には農家台帳が無く耕作面積が0㎡となっておりますが、北東部地区農政協議会におき

ましては、『福崎町の認定農業者として耕作実績も十分に認められるため、事情聴取は不要』との意見となっております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。
本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

宮下委員 68番から91番の案件について、詳しく説明をお願いします。

事務局 68番から91番の借請人は、障害者等の福祉作業所で、今回、たくさん借り受けていますが、実際は、既に以前から借りて農業を行っていましたが、今回、きちんと契約し利用権で申請されたものです。

青田委員 この福祉会は、江紺団地の上のほうで野菜の直販所を行っているほか、手作りぎょうぎを売られております。

大塚委員 野菜作りを中心に毎日がんばっておられる姿を見ております。

議長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので承認致します。

[■■■■関係の案件]

議長 それでは、■■■■、ご退室をお願いします。

[■■■■退室]

事務局 それでは、45番46番についてご説明いたします。
いずれも使用貸借権の設定となっております。
新規が「1件、1筆、455㎡」、
再設定が「1件、2筆、2,921㎡」、
合計「2件、3筆、3,376㎡」の計画となっております。

以上、北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。

本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので承認致します。

【 入室 】

議長

の案件は承認となりましたので報告します。
次に、議案第7号「姫路市農地利用最適化推進の指針の改正」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号（P22）を説明する。
〔姫路市農地利用最適化推進の指針の改正について〕

農地利用最適化推進の指針の改正についてご説明させていただきます。

この指針において、委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことになっておりますので、令和2年の実績を踏まえ、目標値を改正させていただきます。

なお、目標値の改正については、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用の集積の目標、新規参入の促進目標を赤書きにて掲載させております。

目標値につきましては、各地区農政協議会ではご指摘がありませんでしたので、この案で公表させていただきたいと思っております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

議長

有難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ご意見、ご質問はないようですので、議案第7号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第7号は承認致します。

次に報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P23）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、9月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を10月7日に実施していただきました。

当日は、それぞれご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第1号について、確認とさせていただきます。
次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号（P24～P25）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、9月11日から10月8日の間に受け付けたもの、資料24頁と25頁の8件8筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第2号について、確認とさせていただきます。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号（P26～P30）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の6条転用案件で、こちらも、9月11日から10月8日の間に受け付けたもの、資料26頁から30頁の28件33筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により、受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第3号について、確認とさせていただきます。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P31～P33）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、使用貸借契約の解約の通知が16件30筆ございました。
利用権に該当するものは4件で、そのうち農地中間管理事業に該当するものは1件です。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、報告第4号について、確認とさせていただきます。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号（P34～P35）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、8月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件の許可の状況です。

9月7日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。
以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、報告第5号について、確認とさせていただきます。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号（P36）を説明する。
〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、9月の会長決裁分です。

きのこの菌床栽培している[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答しておりました。

その結果として、[]は10月5日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、報告第6号について、確認とさせていただきます。
次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第7号（P37）を説明する。
〔令和2年度農地パトロールの結果について〕

令和2年度農地パトロールの結果についてご説明させていただきます。

資料は、本日お手元に配布しています資料をご覧ください。

今月の19日から21日にかけて、各地区2班編成で284筆、174、310㎡の農地についてパトロールを実施いたしました。

実施地区と参加された委員につきましては、1番の表のとおりです。

各地区パトロールの結果につきましては、2番の表のとおりです。

裏面をご覧ください。

全体の結果ですが、放棄状態が改善されて、営農されておりましたのが、1筆1、014㎡、保全管理が51筆32、314㎡、改善がみられなかった農地のうち再生可能な遊休農地A分類は、165筆113、66

0㎡、再生が困難であると見込まれる農地B分類は65筆24,956㎡、その他転用済等が2筆2,366㎡でした。

なお、遊休農地等につきましては、今後、文書指導等を実施したいと考えております。

議 長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第7号について、確認とさせていただきます。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等がありますか。

事 務 局

総会終了後、編集委員会を開催いたしますので、編集委員の方は会長室へ移動していただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時00分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

岸 本 英 夫

(署名委員)

田 口 繁 克

(署名委員)

三 木 輝 男
